

ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会関西地区協議会会則

(名称)

第1条 本会のごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会関西地区協議会（略称「余熱協関西地区協議会」）という。

(構成)

第2条 本会のごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会の関西地区会員をもって構成する。

(事務局)

第3条 地区協議会の事務局は地区幹事自治体内におく。

(委員)

第4条 地区協議会には次の委員を置く。本会はこの委員の合議により運営する。

(1) 代表委員 1名（地区幹事をもって当てる）

(2) 地区委員 2名

(3) 会 計 1名（委員が兼務）

(4) 会計監事 1名（委員が兼務）

(委員の選出)

第5条 委員の選出は次の各号による。

(1) 委員は地区協議会会員から選出する。

(2) 代表委員は地区幹事をもって当てる。

(3) 会計及び会計監事は委員の互選による。

(委員の職務)

第6条 各委員は下記の職務を掌るものとする。

(1) 地区委員は会の運営及び会員の相互連絡調整を図る。

(2) 代表委員は地区会務を統括する。

(3) 会計は会計事務を掌る。

(4) 会計監事は会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

(地区委員会)

第8条 地区委員会は総会及び技術研修会への要望、地区研修計画等の策定、その他会運営に必要な事項を審議し決定する。

(地区定例会)

第9条 原則として地区研修会を年1回開催する。その他必要な場合は地区委員会で決定する。

(地区委員会等の旅費)

第10条 地区委員会等の旅費は各会員団体に負担する。

(付則)

この会則は平成9年4月1日より実施する。